

契約書（案）

- 1 業 務 名 焼津市ふるさと納税推進事務支援業務委託
- 2 履 行 期 間 令和6年9月1日から令和9年8月31日まで
- 3 契約保証金 要しない

上記の業務について、発注者及び受注者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 静岡県焼津市本町二丁目16番32号

焼津市長 中 野 弘 道

受注者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、別紙の焼津市ふるさと納税推進事務支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及びその他この契約書とともに締結される書類（以下これらの仕様書等を「契約図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び契約図書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間内（以下「履行期間」という。）に履行するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務遂行のため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(業務内容)

- 第2条 受注者が実施する業務は、仕様書に記載する業務とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。次項において同じ。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下本条において「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名又は名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、再委託した業務に伴う再受注者の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して再受注者と約定しなければならない。
- 5 受注者は、第2項前段の承諾を得た場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 6 前4項の規定は、第1項ただし書の規定による承諾を得た場合において準用する。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 発注者及び受注者は、業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密及び個人情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。業務の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、契約金額を限度として損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注託者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由によるときには、その限度において発注者の負担とする。
- 3 受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、前2項の規定による賠償の責めを負わない。

(事故報告)

第8条 受注者は、業務の履行にあたって事故が発生したときは、直ちに発注者に連絡し、その指示を受けなければならない。また、速やかに事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約期間と発注者の解除権)

第9条 本契約の期間は、令和6年9月1日から令和9年8月31日（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）までとする。ただし、業務の性質から、令和9年8月中の業務は、期間満了後の令和9年9月度まで実施することとし、契約期間中に受付けた寄附者の対応については、その対応が完結するまで受注者がその対応の責を負うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が成立した日の属する年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る金額について減額又は削減がある場合には、その旨を受注者に通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第3条又は第5条の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 次条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する契約代金を支払わなければならない。

5 第3項の規定による契約解除によって生じる受注者の損害その他一切の負担について、発注者はこれを負わないものとする。

6 受注者は、第3項の規定によりこの契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を賠償金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。この場合において、その金額が発注者に生ずる損害の賠償金額に満たないときは、その不足額をあわせて納付しなければならない。

7 発注者は、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第10条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、これにより受注者が損害を受けたときは、契約金額を限度としてその損害を賠償しなければならない。

（契約内容の変更又は中止）

第11条 本契約の内容を、ふるさと納税制度の変更など、止むを得ない事由により変更せざるを得なくなった場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この事由が発生した場合は、発注者受注者協議のうえ、変更又は中止の内容を書面にて定めるものとする。

（委託料とその支払）

第12条 受注者は、発注者に対し、月次で業務結果を報告する。ただし、業務の性質上、当該月の業務結果は翌月に報告を行うものとする。

2 受注者は、委託料として、別記2委託料算出根拠から算出した料金を請求するものとする。

3 発注者は、当月の委託料ならびに消費税および地方消費税を、受注者から請求を受けた日から起算して30日以内に受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、止むを得ない事由により、支払いに遅延が生じる場合は、事前に受注者に通知することにより、支払期限を延長することができる。振込手数料は発注者の負担とする。

4 発注者は第3項の期限までに支払いをしないときは、遅延した金額に対して支払期限の翌日から支払日まで、契約日における「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

5 第8条第3項又は第4項の規定により、発注者が月の途中で契約解除を行った場合、発注者は、契約解除日までを1月とし、本条第1項から第4項までの規定に基づき、受注者に料金を支払うものとする。

（経費の負担とその精算）

第13条 本業務の実施に際して係る経費は、原則として受注者が負担する。ただし、次の各号に掲げる経費は、発注者が負担することとし、受注者が先んじて料金を支払っていた場合は、受注者は前条第2項に定める請求時に経費として別途計上し、発注者は前条第3項に定める期限内に受注者に支払うものとする。

- (1) 各種書類の発送に係る郵送料及び切手代
- (2) 発注者が個別に指定する各種書類の発送に係る印刷用紙
- (3) その他発注者が必要と認める経費

（専属的合意）

第14条 この契約に関する訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（存続条項）

第15条 第4条、第5条、第6条、第9条及び第15条の定めは、この契約の終了又は解除後も有効に存続するものとする。

（定めのない事項）

第16条 この契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が誠意をもって協議し、決定するものとする。